

名古屋市立大学オープンアクセス方針実施要領

2025年3月3日

教育研究審議会承認

この要領は、「名古屋市立大学オープンアクセス方針」（令和6年8月5日教育研究審議会決定。以下「本方針」という。）の実施に必要な事項を定めるものである。

（趣旨）

1. 名古屋市立大学（以下「本学」という。）は、名古屋市立大学憲章に基づき、「知の創造の拠点」として真理を探求し、人類の幸福に資する研究成果を世界に発信することにより、地域社会及び国際社会の持続的な発展に貢献するため、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

（1）オープンアクセスとは

「オープンアクセス」とは、学術論文等の研究成果がインターネット上で公開され、誰もが無料で利用可能な状態にすることを言う。

（2）本方針の趣旨

本方針は、本学研究者による自発的な研究成果の公開を促すための大学組織全体としての意思表示である。なお、本方針は、研究者の意思に反した研究成果の公開を強制するものではない。

（3）オープンアクセスのメリット

研究成果をオープンアクセスにすることにより、著者にとっても次のようなメリットがあると考えられる。

- ① 世界中の人に研究成果を読んでもらう機会が得られる。

- ② 注目度が上がり研究成果が引用される可能性が高まる。
- ③ 研究成果を社会に還元することができる。
- ④ 研究の透明性確保に資する。
- ⑤ 自分の研究成果をいつでも確認できる。
- ⑥ 分野を超えた新たな知の創造が加速される。

(4) オープンアクセスの種類

オープンアクセスには、大別すると以下の2種類がある。

① グリーン・オープンアクセス

学術雑誌に掲載された論文について、出版社版または出版社版に至る前の著者最終原稿を、セルフアーカイブにより本学の機関リポジトリや研究者自身の Web サイトで公開する方法。登録・公開にあたって著者に費用負担はないが、出版社の方針により、公開可能な原稿の版が指定されていたり、公開禁止期間（エンバーゴ）が設けられているなど一定の条件が課されることがある。また、研究者自身の Web サイトでは、公開の作業は研究者自ら行う必要がある。

② ゴールド・オープンアクセス

オープンアクセスジャーナル等、出版社・学協会等による公開の方法。多くの場合、著者は APC（Article Processing Charge）と呼ばれる費用を負担する必要がある。

（研究成果の公開）

2. 本学は、本学に在籍する研究者（以下、「研究者」という。）が、出版社、学会、学内部局等が発行する学術雑誌等に研究成果を掲載したときに、名古屋市立大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）又はその他の方法によって、可能な限り速やかに広く無償で公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学に移転しない。

(1) 「研究者」の範囲

本方針の対象となる「本学に在籍する研究者」は、本学の構成員であって、本学における研究を主体的に担う者をいう。

具体的には、本学において研究活動を行う以下のような者をいう。

- ① 教職員(本学との労働契約に基づき本学において業務に従事する者)
- ② 研究員、日本学術振興会特別研究員
- ③ 本学及び連携大学の学生

(2) 「研究成果」の範囲

本方針の対象となる「研究成果」は、商業出版社、学協会又は学内部局等が発行する学術雑誌に掲載された、雑誌論文、会議発表論文及び紀要論文とし、査読の有無は問わない。

上記以外の研究成果については、著者が希望し、かつ公開に適さない事情がなければ、リポジトリで公開することができる。

(3) 公開方法

研究成果は以下のいずれかの方法によって公開する。

- ① 本学機関リポジトリへの登録
- ② オープンアクセスのジャーナル・学会誌への投稿
- ③ 購読式の電子ジャーナルにおけるオープンアクセスオプションの利用
- ④ 本学以外のリポジトリへの登録
- ⑤ プレプリントサーバへの登録
- ⑥ その他

次のようなものは、それだけでは公開には該当しない。

- ① 購読式の雑誌・電子ジャーナルへの投稿
- ② 学会員にアクセスを限定した学会誌への投稿

しかし、リポジトリ登録やオープンアクセスオプション利用の方法と組み合わせることで、公開とすることができる。

(4) 著作権

リポジトリへの登録にあたり、研究成果の著作権が本学へ移転することはない。

(適用の例外)

3. 著作権等の理由で公開に支障があると研究者が申し出た場合は、本方針の適用を免除し、又は公開を猶予する。

(1) 公開に支障がある例

「公開に支障がある場合」には、次のようなケースが考えられる。

- ① 出版社の許諾が得られない場合
- ② 共著者の同意が得られない場合
- ③ 出版社版と異なる版の公開を差し控えたい場合
- ④ 個人情報やプライバシーに関する内容が含まれ、インターネット上での公開が不適切な場合
- ⑤ 捏造・改ざん・盗用・剽窃等、研究活動における不正行為があった場合
- ⑥ 書籍として出版する場合
- ⑦ 安全保障上の輸出規制対象に該当する場合
- ⑧ その他、公開することにより、教育研究上の不利益や支障が生じる場合

(2) 公的資金による学術論文等の即時オープンアクセスの実施

2025 年度から新たに公募を行う即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費による学術論文及び根拠データは、学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤への掲載が義務づけられることから、該当する事例の取扱については十分に留意する。

(3) 「免除」又は「猶予」

免除又は猶予については、「公開」の免除又は猶予とし、やむを得ない理由がある場合においても、リポジトリへの研究成果の登録（提供）については速やかに行うように努める。

(適用の不遡及)

4. 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。ただし、可能な限りの公開を推奨する。

本方針は、策定日（令和6年8月5日）以降に出版された研究成果に適用する。ただし、本方針策定前の研究成果に対しても可能な範囲で機関リポジトリへの登録を推奨する。

(リポジトリへの登録)

5. 研究成果の出版物がリポジトリで公開が可能な場合は、速やかに本学のリポジトリに登録し公開する。

リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「名古屋市立大学学術機関リポジトリ運用要綱」に基づき取り扱う。

(1) 提供時期

本方針は大学としての意思表示であるという観点から、研究者は研究成果公表後、できるだけ速やかに提供することとする。

出版社、学協会等のポリシーにより公開禁止期間（エンバーゴ）が定められている場合は、リポジトリの公開制限機能を用いて指定した日まで公開を

保留する。

(2) 提供方法

研究成果の公表が決定した場合、研究者は、登録手続に則り、研究成果のリポジトリ登録が許諾される適切な版を総合情報センターに提出する。

資料の散逸等を防ぐため、研究成果はできるだけ速やかに提出することとする。

(3) リポジトリ登録が許諾される適切な版

リポジトリへの登録が許諾される版は、掲載誌の方針により異なるため、掲載誌がリポジトリ登録を認める版を提出するものとする。

① 出版社版

著者校正後、出版社が版組を行い、雑誌に掲載された論文

② 著者最終稿

学術雑誌等へアクセプトされる直前に著者が提供した原稿のことで、出版社によるレイアウト調整等の手が加えられていない版を指す。多くの商業出版社が著者最終稿のリポジトリへの登録を許諾しているが、著者最終稿に対し、出版社版と同等の付加価値（コピーエディティング、書式設定、技術的改善等）を加えることは認められていない。

③ その他の版

専門分野によっては、著者最終稿からさらに文章表現の修正等を行う場合があり、著者最終稿の提供が適切でないことも考えられるため、このような場合、研究者は専門分野等の事情に応じて、リポジトリ登録が許諾される適切な版を提供する。

(4) 共著者の同意

共著論文の場合、リポジトリ登録について必ず共著者全員の同意を得た上で研究成果を提出する。

(5) 著作権の確認

研究者から提供された研究成果をもとに、総合情報センターにおいて、出版社等の Web サイトに掲載されているポリシー等、著作権の確認を実施する。ただし、明確な情報が得られない場合は、論文投稿時に著者が出版社と合意した著作権譲渡契約等について、照会する場合がある。

(6) リポジトリ登録の削除

名古屋市立大学学術機関リポジトリ運用要綱第 8 条に基づき、以下の場合に、総合情報センター長は、リポジトリに登録された成果物を削除することができる。

- ① 登録者が、名古屋市立大学学術機関リポジトリ登録コンテンツ差替・削除依頼書の提出により登録の削除を依頼し、それを総合情報センター長が承認した場合
- ② 法令に反する場合
- ③ 捏造、改ざん、盗用・剽窃等、研究活動における不正行為があった場合
- ④ 公序良俗に反する場合

本学のリポジトリ以外で公開している場合は、公開している場所の利用規約等に従い、著者等が手続きを行う。

(その他)

6. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関する必要事項は、関係者間で協議して定める。

本方針の実施に際し必要な事項は、この要領及び「名古屋市立大学学術機関リポジトリ運用要綱」に定めている。要領の内容は、今後変更される場合がある。